

令和6年度独立行政法人国立文化財機構調達等合理化計画の自己評価について

令和7年6月30日

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、令和6年度独立行政法人国立文化財機構調達等合理化計画について自己評価を以下の通り実施した。

評価項目	評価指標	調達等合理化計画
		実績及び自己評価
2. 重点的に取り組む分野 (1) 競争性のない随意契約の一層の見直し	件数割合: 23% 金額割合: 6%	<p>国立文化財機構の事業に不可欠であり、かつ競争性のない随意契約によらざるを得ない文化財購入に係る契約を除く前中期目標期間中(平成28年度～令和2年度)の契約総数に対する競争性のない随意契約の件数及び金額の割合を目標値とし、第5期中期目標期間(令和3年度～7年度)全体を通じこれを達成することを目標とする。</p> <p>件数割合は19.03%、金額割合は6.30%となり、件数割合は達成し、金額割合は令和5年度と比して改善はしたものの達成には至らなかった。件数割合を達成及び金額割合を改善できた要因として、特定物品等の保守業務などの調達案件において、競争性のない随意契約であったものを事前公募型随意契約へ移行するよう取り組んできたことなどが挙げられる。</p> <p>金額割合については、特別展の開催のために常設展運営を担う業者に特命随意契約によって追加で委託した業務が高額となったことなどの事由により達成できなかったが、調達等合理化計画上の評価指標を達成できるよう、令和6年度の結果を十分に分析し、更に改善できる取組の模索等、引き続き積極的に改善に努め、契約における競争性の確保を図る。</p> <p>また、価格の適正性等について、継続的な課題でもあり、契約監視委員会の意見を踏まえ、今後の対応を継続的に検討していく。</p>
2. 重点的に取り組む分野 (2) 一者応札・応募になった契約の一層の見直し	当該取組の結果、一者応札・応募が改善された件数 聞き取りを行った件数	<p>従来から自主的措置として公告期間の拡大等に取り組んできたが、今後は以下の取組を徹底していくことにより一者応札・応募の一層の削減を目指す。</p> <p>事後点検体制の整備: 事前に問合せのあった業者、仕様書を受領したものの入札を辞退した業者に対し、応札・応募を行わなかった理由の聞き取りを行うこととする。</p> <p>一者応札・応募が改善された件数は昨年度より増加し11件であった。20日間以上の公告期間及び十分な準備期間の確保等の積極的な改善取組の結果と考えられる。</p> <p>また、応札・応募を行わなかった理由の聞き取りは116件実施した。各施設において防止対策として聞き取り等を実施している。その中で、企業側にも参加できない相当の理由があり、効果的な対策は容易ではないが、聞き取り結果を参考に改善に努めていく。</p> <p>十分な準備期間の確保等により一定の効果が認められることから、入札時期を早期化し、入札参加者が増加するよう引き続き改善に取り組む。</p>
3. 調達に関するガバナンスの徹底 (1) 随意契約に関する内部統制の確立	調達合理化等検討会による点検件数等	<p>新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に法人内に設置された調達合理化等検討会に報告し、独立行政法人国立文化財機構会計規程第16条における「随意契約によることができる場合」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。</p> <p>ただし、緊急の必要による場合等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。</p> <p>文化財購入や継続案件を除いた特命随契59件について実施し、随意契約が妥当と判断した。</p>
3. 調達に関するガバナンスの徹底 (2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組	研修の実施結果	<p>調達に関する調達事務マニュアルの内容について新制度の導入や規程等の改正を反映させるべく必要に応じて改定を行い、会計系職員への周知、徹底を図る。また、会計系職員を対象とした研修を定期的に行う。</p> <p>調達事務マニュアルを作成するとともに、令和6年10月29日、30日に令和6年度会計系職員研修を実施し、各施設から55人が参加した。マニュアルについては、随時改定を行っている。</p>